



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

インボイス制度の実施に関連した 公正取引委員会の取組

令和5年10月4日
公正取引委員会



第 1 独占禁止法・下請法上の考え方

1. インボイスQ & Aの公表・周知..... 1・2
2. インボイス制度の実施に関連した相談対応..... 3・4

第 2 独占禁止法・下請法に基づく対応

1. 書面調査を通じた情報収集..... 5
2. インボイス制度の実施に関連した注意事例..... 6

第 3 今後に向けて..... 7

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

1. インボイスQ&Aの公表・周知

インボイスQ&Aの公表

- 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（インボイスQ & A）を関係省庁の連名で公表（令和4年1月策定、3月改正。[次頁参照](#)）。Q & Aの中で、独占禁止法・下請法上問題となり得る行為についての考え方を明記。

インボイスQ&Aの周知

<特設サイトの設置>

- 公正取引委員会のウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」を設置し、インボイスQ & Aやインボイス制度に関する相談窓口一覧表などを掲載。

<関係機関との連携>

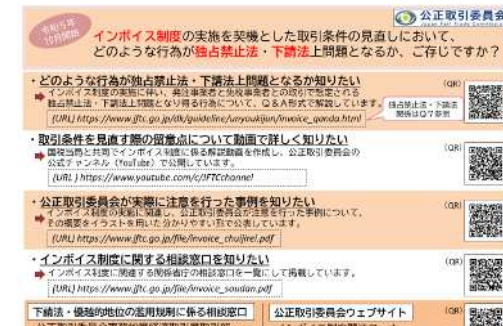
- 国税当局と共同でインボイスQ & Aに関する説明動画を公開（令和5年10月リニューアル）。
- 国税庁主催の説明会や税理士関連団体の講習会などに公正取引委員会の職員を講師として派遣。
- 中小企業関連団体のウェブサイトや広報誌にインボイスQ & Aの案内を掲載。



公正取引委員会ウェブサイト



インボイスQ&Aの説明動画



インボイスQ&Aの案内紙

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような態様等

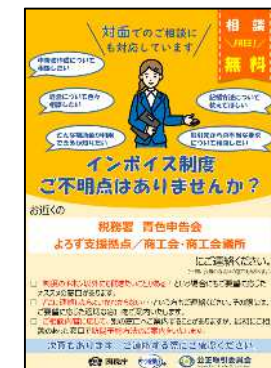
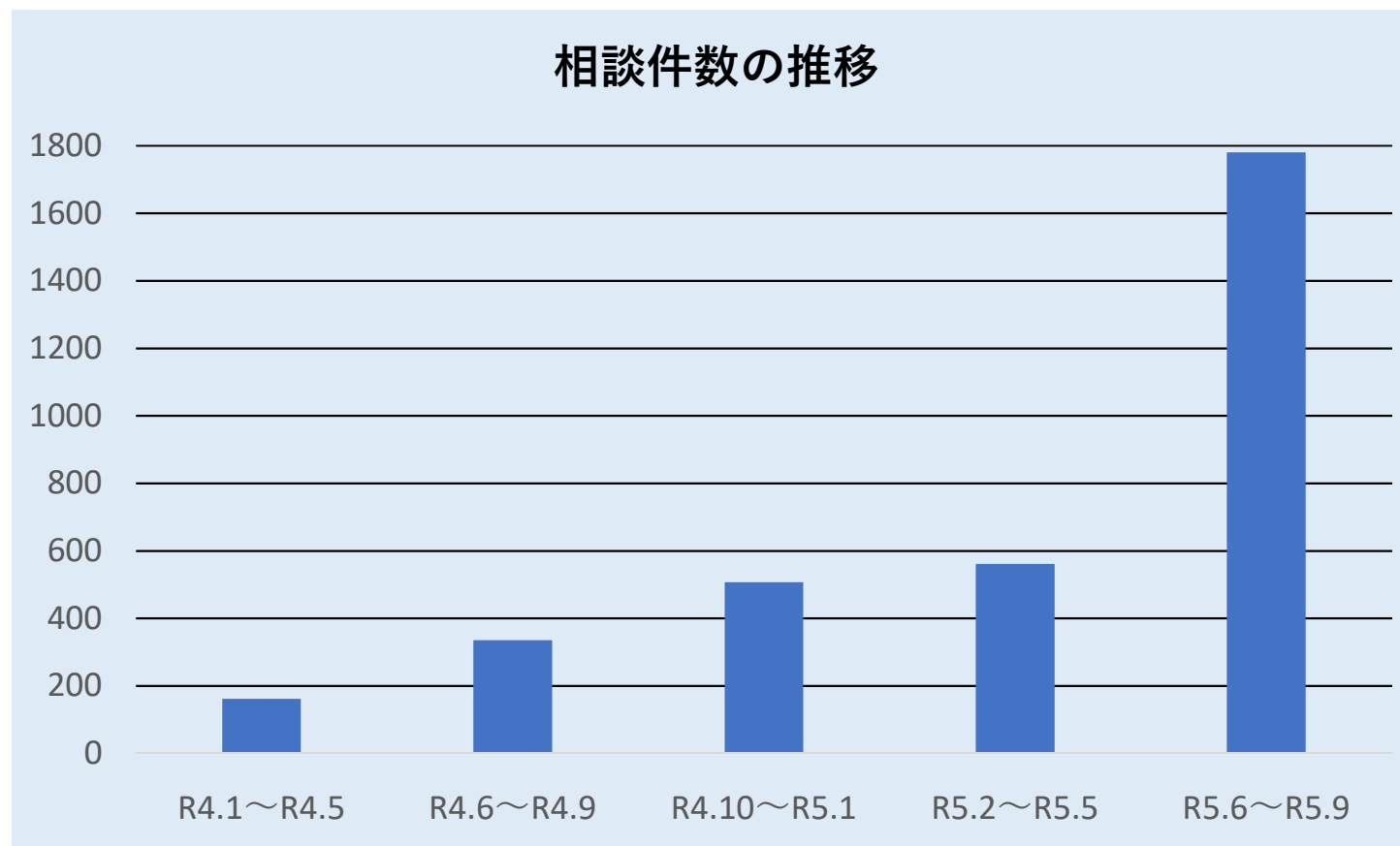
課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

2. インボイス制度の実施に関連した相談対応

- インボイス制度の実施に関連し、公正取引委員会に寄せられた独占禁止法・下請法に関する相談に対し、インボイスQ&Aの考え方に沿って丁寧に対応している。
- 公正取引委員会は、インボイスQ&Aを公表した令和4年1月以降、約3,000件（令和5年9月末時点）の相談に対応しており、相談件数は、増加傾向にある。



相談窓口の案内紙

※相談については、発注者側、受注者側などの立場を問わず、幅広い者から受け付けている。

第1 独占禁止法・下請法上の考え方

2. インボイス制度の実施に関連した相談対応(具体的な相談事例)

- 公正取引委員会は、相談者以外にも参考になると考えられる主要な相談事例の概要を取りまとめており、インボイス制度の実施に関連した相談事例も公表している。

<相談事例①> 協同組合が、組合員と免税取引先との取引において、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定すること(令和5年6月公表)

- ・ 農作物 α の加工事業者を組合員とする協同組合が、組合員が免税取引先から農作物 α を仕入れる場合に当該取引先に対して消費税相当額を負担しないことを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

<相談事例②> 協同組合の行うチケット事業において、免税組合員に対して従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない金額を徴収すること(令和5年6月公表)

- ・ 運送業務を営む事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行うチケット事業において組合員に対してチケット換金手数料を徴収するに当たり、免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない10%分の金額を徴収することは、独占禁止法上問題となるおそれがある。

<相談事例③> 協同組合が委託を受けた運送業務を消費税の免税事業者である組合員に再委託を行う場合に、当該再委託の代金について消費税相当額を差し引いて支払うこと(令和4年6月公表)

- ・ 運送業務を行う事業者を組合員とする協同組合が、共同事業として行う運送業務について、その配分先である組合員が消費税の免税事業者である場合、運送代金から消費税相当額の手数料を別途差し引いて支払うことについて、取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、免税事業者との十分な協議を行うことなく、協同組合の都合のみで、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を一方向的に設定した場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。

第2 独占禁止法・下請法に基づく対応

1. 書面調査を通じた情報収集

- 公正取引委員会が実施する各種書面調査において、インボイス制度の実施に関連した設問を追加し、問題となり得る行為の積極的な情報収集を行っている。

I 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- 令和5年5月、11万名の発注者及び受注者に対し、調査票を発送。
- 令和5年8月、上記受注者からの回答結果を踏まえ、上記以外で調査すべき発注者に対し、追加で調査票を発送。

II 下請法の定期書面調査

- 親事業者向けの調査
令和5年6月、8万名の親事業者に対し、調査票を発送。
- 下請事業者向けの調査
令和5年11月、30万名以上の下請事業者に対し、調査票を発送予定。

III 荷主と物流事業者との取引に関する調査

- 荷主向けの調査
令和5年9月、3万名の荷主に対し、調査票を発送。
- 物流事業者向けの調査
今冬、4万名の物流事業者に対し、調査票を発送予定。

第2 独占禁止法・下請法に基づく対応

2. インボイス制度の実施に関連した注意事例

- インボイス制度の実施に関連して、独占禁止法違反につながるおそれのある事例がみられたため、発注事業者に対し、注意を実施（令和5年9月末時点：36件）。

注意事例の概要

- ・ 経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者へ転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。

【注意した主な事業者及びその取引の相手方】

注意した事業者	取引の相手方	注意した事業者	取引の相手方
イラスト制作業者	イラストレーター	社会保険労務士会	社会保険労務士
農産物加工品製造販売業者	農家	家庭教師派遣業者	家庭教師
ハンドメイドショップ運営事業者	ハンドメイド作家	芸能事務所	ナレーター
人材派遣業者	翻訳者・通訳者	フードデリバリー業者	配達員
電子漫画配信取次サービス業者	漫画作家	出版業者	執筆者
カルチャー教室運営事業者	カルチャー教室講師	中小企業診断士協会	中小企業診断士
造園工事業者	植木師・庭師	声優プロダクション	声優
キャスティング業者	司会者	イベント企画業者	イベントスタッフ

第3 今後に向けて

- 公正取引委員会は、関係事業者における取引環境を整備する観点から、引き続き、関係省庁・関係団体と連携してインボイスQ&Aや相談窓口の積極的な周知を行うとともに、関係事業者からの個別相談に丁寧に対応し、違反行為の未然防止を図っていく。
- さらに、各種書面調査において収集した情報も活用しつつ、独占禁止法や下請法に違反する行為には、厳正に対処していく。